

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果

〔意見聴き取りを行った団体〕

- 1 三重県農業協同組合中央会
- 2 三重県森林協会
- 3 三重県森林組合連合会
- 4 三重県木材組合連合会
- 5 三重県漁業協同組合連合会
- 6 三重県商工会議所連合会
- 7 三重県商工会連合会
- 8 三重県中小企業団体中央会
- 9 日本労働組合総連合会三重県連合会
- 10 三重県中小企業家同友会

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県農業協同組合中央会 池村専務、川井常務、葛西部長、森田部長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例によってどういう成果が出ているかわかりにくい。条例に反した行動があったのかなかったのかわかりにくい。活動事例も後付けで事例を作っている感じがする。例えば3年後にこんな成果が出るというイメージがあると条例の価値が上がる。 ・ 具体的な施策となれば、担い手の確保、鳥獣害対策がまだまだ行き渡っていない。大型店舗ができて、それに伴って耕作放棄せざるを得ないとか、具体的な部分として県としてどういう施策、取り組みをしてきたのかわかりにくい。 ・ 第1次産業の生産体制が弱いにも関わらず、営業本部とかフードイノベーションを展開してもつながらない。6次産業化も1次産業が萎んでいったら6次産業化にならない。底上げする部分、維持しなければいけない部分が必ずあって、1次産業に何か手を加えないと萎んでしまう。お金をかけることではなく、きっかけとなる仕組みを作ることである。 ・ 地域づくり、地域産業の振興をしていく中で誰が音頭をとって先導していくかということと普及指導員である。施策を打って、お金をくれというのではなく、一緒に汗をかいてやってほしい。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年10月31日（水）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県森林協会 山本専務理事
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林づくり条例は常に意識しているが、この条例は理念条例であり、普段は余り意識していない。中小企業振興の視点を強調した方が、存在意義をアピールできるのではないか。世の中の仕組みは単純明快な方がよいので、条例もできるだけ重複がない方がよいのではないか。 ・ 林業は生産のロットが大きくなっており、個別の地域だけで対応できなくなっている。その意味で、林業分野では、地域の視点を強調するよりも、県全体で「三重の木」を売り出す取組に力を入れている。 ・ 地域の視点から言えば、ブランド力を高めて、例えば尾鷲ヒノキなどを都会で売り出す手法はあるが、数量をそろえるのは大変である。 ・ 子どもに対する教育や、一般の人に森林の良さを理解していただく取組が必要である。まだまだ県民へのピーアールが不足しているように思う。森林に関する新しい税金も導入予定であり、県民の理解を得る努力をもっとしなければならない。 ・ 最近、集中豪雨の被害が非常に大きい。特に、深層崩壊は深刻だが、対策の研究は始まったばかりである。 ・ 間伐材の放置が問題になっているため、山から運び出さないと補助金が出なくなった。赤字を出しても運び出すのかということもあり、林業家にとっては悩ましい。 ・ 川上だけでなく、川下でもっと木材を使うことが間接的に林業振興につながる。公共施設等で「三重の木」を使うことも有効である。ただし、規模が大きくなると、木の量だけでなく種類も必要になるため、県産材だけで対応できない場面も出てくる。 ・ 「木の文化」の視点も有効である。街中で多くの木が見えるような、日本らしい風景にしたい。伊勢神宮が鎮座する三重県から木の文化を発信することには、大きな意味がある。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月7日（水）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県森林組合連合会 木平代表理事専務
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産材を県も積極的に活用してもらいたい。 ・ 木を切っても植えないことが多く、将来、森林の林齢構成が乱れてしまうので使ってもらうのがよい。 ・ 特に一次産業は疲弊している。需要が少ないと回っていかない。 ・ 農業も同じであるが、我々の活動フィールドは中山間部である。雇用の場がなく、地元定着が難しくなり、過疎化につながっている中、地域の視点での産業振興は重要であろう。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県木材組合連合会 伊藤専務理事
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材の利用拡大をしたいが、これを支援する県の施策が弱い。山の木を育て、木材を供給する部門に対し、補助制度など施策の重点が置かれており、木を使う部分の施策が弱い。木材の需要拡大に向けて、消費者が地域材を使うことへのインセンティブがほしい。 ・ 木材供給に補助金を出すことにより、木がどんどん供給されると、市場原理による需給調整が働かず、木材価格が低下する。もっと木が使われるような施策、出口対策を拡充してほしい。 ・ 「伐ったら植える」という基本が成り立たない現在の林業は持続可能な産業になっていない。昭和55年をピークにして木材価格は下がり続けている。その反面、人件費は高くなっているのので、採算性が悪化している。林業経営をやろうという意欲を持っている人がほとんどいないのではないか。 ・ 住宅価格のうち、木材代金は1割か1割5分程度なのに、木材代金は高いというイメージが定着している。いい木を使っても総額はそんなに高くないので、住宅建築に地域材を使ってほしい。 ・ 大手のハウスメーカーが建てる家が増えているが、外材や集成材の比率が高いため、地域に流れるお金に限られる。地元の工務店を使えば、製材所も潤い、地域経済の循環が好転する。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県漁業協同組合連合会 長井常勤監事、藤井参事役、落合指導部長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「産業に携わる者の意見の反映」は条例に是非入れてほしい。現場の意見を重視して、地に足の着いた取組を進めることが必要である。 ・ 漁村は疲弊しているところが多い。漁村地域全体の活性化対策が必要である。 ・ 水産業は産業としての位置づけが弱いように思う。水産業は食糧産業として重要であり、海難救助や漂着物処理などの役割も担っている。水産業の多面的機能に着目してほしい。 ・ 魚の消費が少ないので、地元で魚を消費するような取組が必要である。学校給食での活用や道の駅での消費拡大、魚にもっと触れる機会の増大等が有効ではないか。 ・ 水産業の従事者が高齢化している。世代交代を進めて、継続して産業として成り立つような施策が必要である。水産振興に関する条例の制定も期待する。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県商工会議所連合会 竹林会長、井ノ口専務理事
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域間の連携」は条文を読んでも具体的イメージが湧いてこない。支援策や具体的な事例をイメージしながら議論しないと言葉だけで終わってしまう。 ・ よく連携という言葉が使われるが、実際にどんなことをしているのかというとなかなかされていないところがある。 ・ 県内の中小企業は関連企業の下請けが多い。地域連携よりも業界連携になっている。独自製品を作っている企業が少ない。連携の前にそういった企業を増やさないといけない。 ・ 特定企業の受注割合が高いとリスクが大きくなる。これからはそれだけではやっていけない。海外ミッション団のありがたさや異業種間交流について、企業の皆さんが真剣にやってもらえることが肌で感じるようになった。 ・ 自社製品に自信を持っている企業なら我々も海外展開のフォローができるが、系列会社から言われたものだけを作ってきた企業に力をつけてもらうことが大事である。 ・ 海外ミッション団は産業の空洞化を促進するものではなく、海外での生産や販売も手がけることで得る資金によって国内投資、雇用を維持できるといったものにしてほしい。 ・ 国際的視点に立った産業活動の促進は会員企業のニーズにあったことである。 ・ 教育委員会には海外での日本企業のビジネスを見て、どんな人材育成をしたらよいのか考えてもらいたい。日本の中だけで商売して成り立つ時代ではない。 ・ 行政が民間企業を支援するのに、その仕方が難しい。規制緩和くらいである。支援をするのは、小規模企業が集まって共同受注窓口を作って共同で受注して手分けしてやっているところがあるが、そういったコーディネートはやってもらいたいと思う。 ・ 「産業に携わるものの意見の反映」は大変結構なことである。具体的な仕組みとタイミングを中小企業の意見を反映して作ってもらいたい。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県商工会連合会 佐々木専務理事、古井事務局長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の予算提出権などの課題もあり、議員提出条例ではこの程度の内容が限界と思われる。 ・ 商工業について、条例の記述が弱いように思う。計画や施策をつくるときには、地域住民が幸せに暮らせる産業振興になっているか、条例の理念に沿ってチェックしてほしい。 ・ みえ産業振興戦略は、グローバルな観点から先端産業、観光産業等を振興することに重点を置いており、地域密着型産業についての記述が弱い。 ・ 地域の生活を支え、重要な構成員となっている小規模事業者に光を当ててほしい。産業振興だけでなく、諸施策により住民が豊かに暮らせる地域をつくるのが自治体行政である。 ・ 小規模事業者を支援するためには、補助金を交付するだけでなく、県の方針を示してほしい。その方針に従って、地域経済振興のために取り組んでいきたい。 ・ 敗者が復活できる体制づくり、資本や組織力がない人を支えるサポート体制が必要である。それが整えば、後は事業者の自助努力になる。 ・ 海外戦略はグローバル化と市場性の原理で動いていく。日本国としての戦略があればよいが、お金の融通だけでは弱い。 ・ 地域の中で人、物、金を有効活用して、地域にお金を落とすことが必要である。地域内でお金が循環することで経済活動が活発化する。 ・ 中小企業金融円滑化法が来年3月末で期限切れになるため、補助金等に頼らない経営体質の強化が不可欠である。商工会連合会も弁護士資格を持つ職員を2名採用して、経営指導に力を入れている。環境の変化に対応できる健全な経営を促進したい。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月5日（月）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県中小企業団体中央会 伊藤事務局長、別所次長、杉本次長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例ができて以降、大きな変化があったのは国際化とエネルギーである。国際競争力を高めようとするとうまい電気が必要である。エネルギーや資源を三重県内で保有するようにしないと地域の産業は衰退する。 ・ 中小企業は新卒者を毎年雇用することができず、また教育が難しい。業種業態で求める人材は異なり、人材育成はOJTになる。中小企業でOJTに関わる人の教育訓練をどこかでできるとよい。教育係を育成することが大事である。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年10月31日（水）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	日本労働組合総連合会三重県連合会 林事務局長、西井副事務局長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	・ 条例改正案に異存はない。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者、若年者、高齢者を初め、雇用が厳しい状況にあるので、雇用創出につながる施策が必要である。 ・ 大企業を誘致するだけでなく、地域の中で財が循環するような仕組みがほしい。雇用の確保の観点では、グリーンジョブを進めることが一つの方策である。 ※ グリーンジョブとは：企業・経済部門の環境への影響を最終的に持続可能な水準まで削減させることに役立つ仕事で、農業・工業・サービス業・行政において環境の質を維持・回復させるのに役立つ仕事。 ・ 今までの、右肩上がりで大企業の大量生産から、環境負荷の少ない地域で循環できるような発想が必要となっている。 ・ 地域の人口がどんどん減少し、高齢化が進む状況の中で、若者が何かやろうと思える仕組みが必要である。小さくてもいいからという発想は大事である。 ・ グローバル化の流れは避けて通れない。東紀州のみかんを海外に売り込んでいる事例もあるので、その流れを地域の雇用創出の一助にしていきたい。 ・ 少子高齢化で労働力は減少している。ワークシェア、ジョブシェアなど、働き方を変える時代に来ている。 ・ 1次産業は特に弱い部分である。地域に根付いた産業がどんどん衰退し、若者が魅力を感じていない。条例でその部分に対応することは難しいかも知れないが、施策につなげてほしい。

議員提出条例検証特別委員会委員による県内調査結果報告

調査実施日：平成24年11月7日（水）

調査者	中嶋年規委員長、長田隆尚副委員長
調査先	三重県中小企業家同友会 生川事務局長
調査内容	三重県地域産業振興条例の一部改正案（素案）についての説明及び意見の聴き取り調査
改正案に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正案に異存はない。 ・ 改正項目の3点は重要なポイントであると感じている。加えてもらいたいのは、この条例を元にどう活動を実行し、それを検証するのかという仕組みのあり方である。 ・ 研究機関、教育機関との連携、金融機関との協力関係ということも盛り込むことはできないか。特に中小企業は強く関わってくるが、教育機関、研究機関との連携の部分は地域に人を残すためにははずせない部分ではないか。 ・ 附則で5年を目途に検討するとあるが、経済情勢の変化が激しいので5年のサイクルが妥当か検討してもらいたい。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意見の施策への反映」とあるが、意見はどの場で聴取されるのかがはっきりしないので、この条例に対しての執行責任をどこで担保していくのかということ。 ・ 高校を卒業した時に半分は大学進学するが、その8割が県外に出て行ってしまふ。地域に若者が残りにくい現状があるので、出て行っても戻ってこられる、戻ってきたいと思う地域にしていくための教育が必要ではないか。人材育成で行き着くところは教育問題になる。 ・ ドイツ人は自分の国のものを優先的に購入しようとする風土がある。それは小さい頃からの教育によって養われるもので、そこが日本人の欠けている部分で、国力の弱さにつながっていくのではないか。 ・ 「意見の施策への反映」は実務者の意見を吸い上げないと有効な施策になっていかないのではないかと。条文の文言とは別に委員会を立ち上げる時の内規で設けるなどで実務者が必ず入るかたちになればよい。 ・ 市町との連携も大事である。地域単位で動くときには市町がベースになるし、地域にそれぞれ特性があるので画一的な政策とはいかない。地域において情報を持っている企業や市町との連携ははずせないと思う。みえ産業振興戦略で大きな絵を描いているので、戦術の部分で地域ごとの動きを作っていかなければいけない。